

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

令和7年台風第8号に伴う災害等により災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された沖縄県内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ金融上の適切な措置を講ずるよう農業協同組合系統関係機関及び漁業協同組合系統関係機関に対して7月29日に要請しました。

また、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請しました。



府農經營第213号
令和7年7月29日

沖縄県農業協同組合中央会代表理事長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

今回の令和7年台風第8号に伴う災害等により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された沖縄県内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう、別添のとおり農林中央金庫那覇支店長及び全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部長に要請しましたので、関係機関と協力の上、貴会会員に対し周知願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

I 信用事業

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申し出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者者の便宜を考慮した取扱いとすること。

- 10 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。
また、窓口における対応ができない場合であっても、現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じること。
- 11 1から10までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。
- 12 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

II 共済事業

- 1 共済金の支払、共済掛金の払込み猶予等に関する措置
 - (1) 組合において、共済証書等を紛失等した被災者等については、実情に即した簡易な確認方法をもって共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。
 - (2) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。
- 2 業務停止等における対応に関する措置
組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

担当：沖縄総合事務局 農林水産部経営課 平良、五十嵐 TEL：098-866-1628



府農經營第213号
令和7年7月29日

農林中央金庫那覇支店長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

今回の令和7年台風第8号に伴う災害等により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された沖縄県内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、沖縄県農業協同組合中央会及び全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部と協力の上で、沖縄県農業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請を行いましたので御了知願います。

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。
- 10 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。

また、窓口における対応ができない場合であっても、現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じること。

11 1から10までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

12 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

担当 : 沖縄総合事務局 農林水産部経営課 平良、五十嵐 TEL : 098-866-1628



府農経営第213号
令和7年7月29日

全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

今回の令和7年台風第8号に伴う災害等により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された沖縄県内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、沖縄県農業協同組合中央会及び農林中央金庫那覇支店と協力の上で、沖縄県農業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請を行いましたので御了知願います。

1 共済金の支払、共済掛金の払込み等に関する措置

- (1) 組合において、共済証書等を紛失等した被災者等については、実情に即した簡易な確認方法をもって共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。
- (2) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

2 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底するよう要請する。

担当 : 沖縄総合事務局 農林水産部経営課 平良、五十嵐 TEL : 098-866-1628



府農經營第213号
令和7年7月29日

沖縄県農業協同組合代表理事理事長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

今回の令和7年台風第8号に伴う災害等により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたので、沖縄県内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請を行いましたので御了知願います。

I 信用事業

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。
- 10 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。
また、窓口における対応ができない場合であっても、現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じること。
- 11 1から10までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能

な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

12 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

II 共済事業

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- (1) 組合において、共済証書等を紛失等した被災者等については、実情に即した簡易な確認方法をもって共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。
- (2) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

2 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

担当：沖縄総合事務局 農林水産部経営課 平良、五十嵐 TEL：098-866-1628



府農經營第213号
令和7年7月29日

九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

今回の令和7年台風第8号に伴う災害等により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたので、沖縄県内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請を行いましたので御了知願います。

I 信用事業

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。
- 10 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。
また、窓口における対応ができない場合であっても、現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じること。
- 11 1から10までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能

な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

12 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

担当：沖縄総合事務局 農林水産部経営課 平良、五十嵐 TEL：098-866-1628



府農經營第213号
令和7年7月29日

沖縄県漁業協同組合連合会代表理事長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

今回の令和7年台風第8号に伴う災害等により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたので、沖縄県内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請を行いましたので御了知願います。

I 信用事業

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。
- 10 休日対応又は平常時間外の対応について適宜配慮すること。
また、窓口における対応ができない場合であっても、現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じること。
- 11 1から10までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能

な限り利用者に対し広く周知するよう努めること。

12 業務停止等の措置を講じた店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底すること。

担当	：沖縄総合事務局
	農林水産部経営課 平良、五十嵐
TEL	：098-866-1628



府農経営第213号
令和7年7月29日

全国共済水産業協同組合連合会
九州事業本部 沖縄支店長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

今回の令和7年台風第8号に伴う災害等により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された沖縄県内の被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるとともに、管内漁業協同組合に対し指導願います。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

また、別添のとおり関係機関に要請を行いましたので御了知願います。

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- (1) 組合において、共済証書等を紛失等した被災者等については、実情に即した簡易な確認方法をもって共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。
- (2) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

2 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底するよう要請する。

担当：沖縄総合事務局 農林水産部経営課 平良、五十嵐 TEL：098-866-1628



府農經營第213号
令和7年7月29日

沖縄県知事 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について

今回の令和7年台風第8号に伴う災害等に対する金融上の措置について、別添写しのとおり関係機関宛て要請しましたので、御了知願います。

なお、貴職におかれましても、管内組合に対しこれらの措置が図られるよう特段の御配慮をよろしくお願ひします。

担当：沖縄総合事務局
農林水産部経営課 平良、五十嵐
TEL：098-866-1628